資料１－２
AI for Science を支える次世代
研究インフラの構築 WG
（第 1 回）令和 8 年 11 月 5 日

AI for Science を支える次世代研究インフラの構築ワーキンググループ
運営要綱（案）

令 和 ８ 年 １１ 月　　日
AI for Science 推進委員会
AI for Science を支える次世代
研究インフラの構築ワーキンググループ

AI for Science を支える次世代研究インフラの構築ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）の議事の公開その他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、以下のとおりとする。

（運営）
第1条　ワーキンググループに主査を置く。主査は必要に応じて主査代理を指名することができ、主査代理は主査が不在の場合はその職務を代理する。
2　ワーキンググループには、必要に応じて関係者をオブザーバーとして出席させることができるものとする。

（議事の公開）
第2条　ワーキンググループは、率直な意見交換等を行う観点から、原則として非公開で行う。
2　事務局は、資料及び議事要旨について、必要と認められる場合には、その一部又は全部を公開するものとする。

（意見の聴取）
第3条　主査が必要と認める場合には、ワーキンググループに属する構成員以外の者にワーキンググループへの出席を求め、参考としてその意見を聴取することができる。

（守秘義務）
第4条　ワーキンググループに属する構成員及び前条の規定によりワーキンググループに出席する者は、ワーキンググループが非公開で開催されることを踏まえ、ワーキンググループにおいて知り得た事項について、その取扱いに十分留意し、原則として他に漏らしてはならない。

（雑則）

第5条　前各条に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、主査がワーキンググループに諮って定める。